

## さくら市農業委員会総会議事録（平成29年9月定例総会）

1. 開催日時 平成29年9月25日（月）午後2時05分から午後5時37分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
- 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更について
- 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 秀幸
係長	和氣 貴子
主査	柴山 雅子
主事	八板 理

7. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員19名、全委員の出席ですので、総会は成立いたします。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	中山	こんにちは。秋も深まり収穫も済んだと思いますが、飼料米は残っていることでしょうか、今月台風がきましたが、本市はそんな被害がなかったと思います。9月11日の農業委員と農地利用最適化推進委員の研修会では、大変お疲れ様でした。今月の定例総会案件がたくさんありますので慎重審議をお願いします。 ただいまからさくら市農業委員会9月定例総会を開催いたします。
事務局	鈴木	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前9時30分より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第4号2件、議案第6号3件の合計5件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が3件、議案第2号が1件、議案第4号が3件、議案第6号が3件の合計10件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
13番	小池	<p>本日は午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が1件、議案第6号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
14番	石田	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第4号1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>8番の吉成重男委員、10番小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。事務</p>

		局の説明を求めます。
事務局	柴山	<p>審議前に非農地証明書交付要領について説明する。</p> <p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>ただいま内容については事務局の説明どおりです。午前中、全員で申請場所を確認しましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいま事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方、挙手を願います。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号2番は、原案どおり承認されました。 続きまして議案第1号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号3番について朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
18番	小林	案内図1-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請者が、母屋を新築するにあたり判明した案件です。申請内容は事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

議案第1号番号3番について承認される方、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長 中山 全員挙手ですので、議案第1号番号3番は、原案どおり承認されました。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番、事務局の説明を求めます。

事務局 八板 議案第2号番号1番について、朗読して説明する。  
なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。

議長 中山 担当委員の説明を願います。

10番 小菅 譲渡人と譲受人の関係は、親子であります。特に問題はありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長 中山 それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

議長 中山 異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。  
議案第2号番号1番について承認される方、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長 中山 全員挙手ですので、議案第2号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第3号番号1番について朗読して説明する。  
なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.02haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、条件不利地で継続的な農業上の利用が困難である事から申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 中山 担当委員の説明を願います。

5 番

七久保

案内図 3-1 をご覧下さい。(申請の場所を説明する。)

転用行為の必要性・土地の選定理由は、申請地は、南側の山林に面しているため日当たりが悪い上、水の便も悪く経費が掛かり、尚且つ、進入路が狭く大型化した農機具の進入はできなくなり、田としての管理が困難となった為、昭和 54 年頃より休耕地として野菜の作付けを行っておりました。申請者は、現在 81 歳と高齢であり、後継者は会社に勤めており、申請地を農地としての利用が困難となり、借り手を探しましたが条件不利地であるため、借り手は見つかりません。申請人は、農地法の理解しないまま、植林してしまいました。始末書が添付されております。土地利用計画は、クヌギの植林については、各々 2 m 程度の間隔をあけて、全体で約 140 本の植林を予定しています。平成 29 年に 60 本を植林してしまいました。平成 30 年に約 80 本の植林を予定しています。雨水については自然浸透であります。資金計画は、総事業費 96,600 円を自己資金で賄います。周辺農地への影響は、東側・西側に農地があり、日照の影響を受けます。7 月 29 日、私七久保と森田農地利用最適化推進委員で、隣接者同意について隣接者宅へ訪問して、話を聞いたところ、低木ならやむを得ないがクヌギを植えることで、10 m 以上の高さになるため、畑等が日影になることを心配していました。また、無許可で植林したことを言うておりました。申請人は、山林にするので低木にはしないということで、円満解決にはほど遠い内容でした。植林する場合、申請者への指示事項に隣接同意書を添付と書いてありますが、同意を得られませんでした。農地法では、隣接者の同意書は法定の添付書類になっておりませんが、隣接間のトラブル案件であります。よろしくお願いします。

13 番

小池

補足説明申し上げます。申請人とその隣接者にお話しをしました。とにかく、隣接者は一切反対ということです。

**【暫時休憩】**

議長

中山

それでは再開します。第 3 調査会で、隣接間の事の解決に向けて努力することで、継続審議でよろしいでしょうか。承認する方、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号1番については、継続審議ということで、第3調査会の皆様よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【暫時休憩15時30分から15時40分】</b></p>
議長	中山	再開します。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	<p>議案第4号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
15番	齋藤	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為を必要性は、携帯電話通信用基地局の新設工事の工事ヤードとして使用します。土地選定理由は、携帯電話用通信基地局を新設するにあたり、周辺の非農地を作業スペースとして利用できないか検討したものの、施工作業の効率化を考慮すると隣接する当該地を工事ヤードとして一時使用することが最適と判断しました。土地利用計画は、工事ヤードは期間内ネットフェンス及びキャスターゲートにて囲い、周辺の農用地とは区分けを行います。</p> <p>周辺農地への被害防除対策は、東側・北側工場用地、西側、南側は道路を挟んで畑で、申請地は直接農用地には隣接しないうえ、道路面とは段差もあるため土砂流出はありません。工期は8ヶ月ですが、3月中には終わる見込みです。現地調査を行いました問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	それでは質疑にはいりません。

		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号1番について原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、申請地西側に水管及び下水管が埋設され、〇〇中学校から約330m、〇〇医院から約330mの位置にある農地ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
19番	舟本	案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 周辺の状況は、東側・南側・西側道路、北側浸透池に囲まれた土地です。本申請は、〇〇〇〇株式会社が売買により、建売住宅敷地として転用する案件であります。〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇市に本社を置き、不動産建築業を主な事業とする法人であります。転用行為の必要性和土地の選定理由は、申請地は、公共施設、国道4号線へのアクセスも容易であり、住環境に恵まれた土地であり、土地所有者から土地を譲り受けることができることとなったため、今回の申請に至っております。土地利用計画は、建売住宅1棟、乗用車2台分の駐車場を確保する計画しております。外周はコンクリートブロックにて区画界とし、近隣へ被害を及ぼさないようにいたします。取水は、公共上水道に接続し、し尿及び雑排水は公共下水道へ接続する計画しております。雨水は敷地内の浸透により処理いたします。資金計画につきましては、総事業費1,700万円自己資金で賄います。残高証明書が添付されております。現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況ですので、ご審議のほどよろしくご願

		たします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号2番は原案どおり承認されました。 次の議案第4号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
10番	小菅	案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 転用行為の必要性は、地域住民の利便性や需要を考慮し、ドラックストアの計画をいたしました。土地選定理由は、申請地は交通の便もよく集客を見込めることから選定しました。土地利用計画は、建物を東側に配置し、駐車場は40台を確保し、西側県道と南側市道より出入口を設けます。給水・排水は、市上下水道に接続します。従業員は約10人を予定しております。資金計画は、総事業費90,000万円を自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、北側宅地・畑、南側、西側は道路、東側宅地で、敷地周辺には構造物を設置し、隣接地に影響がないと考えます。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理地域内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請の場所は上阿久津台地土地区画整理事業内)</p> <p>転用行為の必要性は、〇〇〇市の実家にて7人で暮らしていましたが、手狭になり将来を考え住宅建築を計画しました。土地の選定理由は、いろいろ選定しましたが、資金面や立地条件等で折り合いがつかず、父の祖父が土地を貸してくれることになりました。申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内で、上下水道が整備され、公共施設に近接し、住環境に恵まれた土地であります。土地利用計画によりますと、住宅1棟を建築し、自家用駐車場を2台予定しています。資金計画につきましては、総事業費3,600万円は、全額自己資金で賄います。金融機関からの残高証明書が添付されております。区画整理地内ですので、問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p>

【全員挙手】

議長 中山 全員挙手ですので、議案第4号番号4番は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第4号番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第4号番号5番について朗読して説明する。

なお、農地区分は、区画整理地域内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 中山 担当委員の説明をお願いします。

18番 小林 案内図4-5をご覧ください。(申請の場所は上阿久津台地土地区画整理事業地内)

転用行為の必要性と土地の選定理由は、現在〇〇〇市の賃貸住宅で生活しており、子どもの成長に伴い現住居では、手狭なため持ち家が必要となってきたため、今回の申請に至りました。申請地は、勤務地への通勤が容易かつ生活環境の良い土地を探していて、当申請地の存在を知り選定しました。また、上阿久津台地土地区画整理事業地内で、上下水道が整備され、公共施設に近接し、住環境に恵まれた土地であります。土地利用計画は、住宅1棟を建築し、駐車スペース3台分を確保するものであります。雨水の処理は、敷地内にて浸透処理します。資金計画につきましては、総事業費3,330万円は、全額借入金で賄い金融機関から融資証明書が添付されております。区画整理地内ですので、問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 中山 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 中山 異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。  
議案第4号番号5番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号5番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
12番	大塚	<p>案内図4-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由は、申請人家族5人で住んでおり、既存住宅の老朽化により建て替えを検討しましたが、既存宅地の北側及び南側に崖があり崖規制により宅地の有効面積が狭くなり、住宅を建築しても、車輛置き場の確保及び場内における車輛の回転スペースの確保は困難なため、今回の申請に至っております。土地選定理由は、申請地は父の所有地であり、使用貸借できることになりました。既存宅地南側に位置し、周辺への被害の発生が少ない、この度の申請地を選定しました。土地利用計画は、農家住宅1棟を建築します。取水は、公共水道に接続、排水は、合併浄化槽にて処理後、土地改良が維持管理する水路に放流します。同意はいただいております。雨水は、敷地内に砂利敷きにて自然浸透させます。資金計画につきましては、総事業費2,959万円を自己資金にて賄います。金融機関の残高証明が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、申請地東側、北側道路、その他は家族所有地により周辺への被害発生はありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号6番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	八板	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>平成29年度第5号 公告予定年月日は平成29年9月29日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定3件、面積8,234㎡、新規8件、面積88,584㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は6件、面積77,678㎡、合計96,818㎡です。さくら市全体の賃借の平均額は、10,000円、物納の平均値80kg。氏家地区の賃借の平均額は、10,000円、物納の平均値は80kg。喜連川地区の賃借は使用貸借のみでした。</p> <p>いずれも1反当たりの数字となっております。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なし声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号は原案どおり承認されました。</p> <p>次に案第6号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	和氣	<p>農用地区域の変更明細に記載がございます。除外が5件、用途区分の変更が2件であります。</p> <p>議案第6号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>氏家土地改良区及び鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。なお、農用地区域除外後の農地区分は、市役所の周囲概ね500m以内(半径500mの円内で宅地面積40%超なら、半径1km以内で40%になるまで)の区域の農地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
11番	見目	事務局の説明どおりです。午前中調査会で現地調査を確認しましたが、問題はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
13番	小池	参考にお聞きしたいのですが、合併浄化槽の排水ですが、市道側溝や県道側溝に流したときに雨が降った時は大丈夫でしょうが、長い間雨が降らないときは流れない時、臭いの問題等はないのでしょうか、参考までに知っておればお願いします。
事務局	和氣	汚水・排水の放流先については、同意を得られる見込みがあることで、農政課で問題ないということで書類を預かり審議している状況ですが、臭気については、わかりませんので、後日調べてからご報告します。
議長	中山	小池委員よろしいですか。
13番	小池	分かりました。
議長	中山	その他ありますか。
議長	中山	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p>

議案第6号番号1番について承認される方、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長 中山 全員挙手ですので、議案第6号番号1番は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 和氣 議案第6号番号2番について朗読して説明する。

なお、関連する土地改良区はありません。農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断します。以上です。

議長 中山 担当委員の意見を求めます。

7番 小林 本日午前中、第2調査会で現地を確認し、ただいま事務局の説明どおりで、問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【異議なしの声あり】**

議長 中山 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

議案第6号番号2番について承認される方、挙手を願います。

**【全員挙手】**

全員挙手ですので、議案第6号番号2番は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 和氣 議案第6号番号3番について朗読して説明する。

なお、関連する土地改良区はありません。農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上ありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅その他申請に係る

		土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上、必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を願います。
7 番	小林	事務局の説明どおりです。現地調査を行いましたが無問題と判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 4 番について朗読して説明する。 喜連川土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまので、非農地証明書を交付できると判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を願います。
1 3 番	小池	事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号4番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	議案第6号番号5番について朗読して説明する。 鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 なお、農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上ありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を願います。
3番	関	本日現地調査を行い、周辺農地の影響については、申請内容のとおり問題ないと判断します。ご審議のほどお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号5番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号5番については原案どおり

		承認されました。
		続きまして。用途区分変更、議案第6号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	<p>次は、用途区分の変更となります。議案第6号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>氏意土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。</p> <p>なお、用途区分変更後においても農地区分は農用地であります。「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第5条第2項ただし書）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の意見を願います。
11番	見目	ただいまの事務局の説明とおりです。午前中現地調査を行い問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号6番について承認される方、挙手を求めます。</p>
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号6番は原案とおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第6号番号7番について朗読して説明する。</p> <p>氏家土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。</p> <p>なお、用地区分変更後においても農地区分は農用地であります。「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する</p>

		農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第5条第2項ただし書）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を願います。
19番	舟本	午前中調査会で現地を見ましたが、断面図がないので高低がわからないので、道路との段差があり駐車場の安全対策として車止め、自動販売機については、グリーンラインと並行においていただきたい。盛土は全面行っていただきたい。
議長	中山	その他ご意見ありますか。
2番	齋藤	第1調査会として要望になるかと思いますが、舟本委員が言いました、駐車場の安全対策、自動販売機のグリーンラインと並行に置く、盛土を全面に行っていただきたい。申請人は、この土地の使い勝手に困っていると思います。
議長	中山	その他ありますか。
10番	小菅	畑野菜について私はわからないのですが、直売所として、自作畑1, 874㎡の面積で野菜等、経営が成り立つのですか。
議長	中山	分かる方おりますか。
14番	石田	直場所で働いた経験では、野菜等をいろいろ置くと物が不足して、経営は難しいと思います。
議長	中山	初年度から2年から3年で軌道に乗せる予定。その後売上が伸びず閉所期間が長期に及ぶ場合は全て撤去（自動販売機を含む）する。と書面にあります。
3番	関	利用者は、会社に務めていて、その合間で直売所をするように読めるのですが。
事務局	和氣	事業計画の中に、会社では技術者だったため高齢者雇用されており、農業にも従事してきました。現在、仕事体制から、時間も自由に使えますので、個人レベルでの直売所の管理も十分にでき

ます。と書いてあります。

議長 中山

それでは意見も出つくしましたので、採決に入ります。  
議案第6号番号7番について承認される方、挙手を願います。

**【挙手多数】**

議長 中山

挙手多数です、議案第6号番号7番は原案どおり承認されました。

続きまして、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1から5番は、お目通しをお願いします。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

(午後5時37分閉会)